

津松阪港の地震・津波対策に関する基本方針 概要

平成24年2月19日

防災・減災目標の明確化

○発生頻度が高い津波に対しては、できるだけ構造物で人命・財産を守りきる「防災」を目指す

○発生頻度は極めて低いに影響が甚大な最大クラスの津波に対しては、最低限人命を守るという目標のもとに被害をできるだけ小さくする「減災」を目指す

現状の課題

○堤内地への浸水の懸念
○堤外地付近に位置する企業従業員等の迅速な避難対策
○早期の港湾機能の回復の検討が必要

地震・津波対策の方向性

【避難対策の強化】

資料2-2

○港湾の労働者や利用者の避難施設の設置・指定
○GPS波浪計を活用した情報提供、システムの強化
○避難場所、避難タワー、誘導看板、スピーカーなどの避難に必要な施設の設置の検討

【官民連携した防護のあり方】

○官民の適切な役割分担のもと、臨海部の地盤の液状化や沈下対策等の実施

資料2-3

○航路啓開の体制構築や航路障害物の流出防止対策の促進
(伊良湖水道、伊勢湾内及び港内の航路等で検討中)
○現行の防護ラインに頼らない、総合的な防護対策の検討
○広域的な港湾間連携を実現するために必要な体制構築の検討
○航路に対する漂流物対策(流出防止、航路啓開、瓦礫処理)や他港との連携も含めた港湾機能継続計画(港湾BCP)の検討

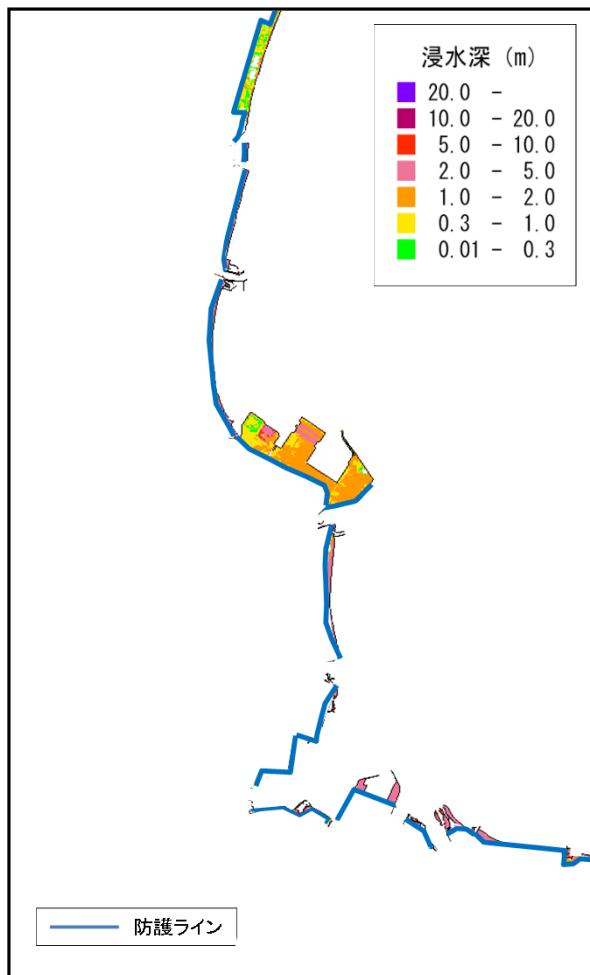
【耐震性・耐津波性能の向上】

○緊急物資輸送ルート及び避難ルートの確保
○海岸堤防の老朽化対策、液状化対策の推進
(栗真町屋及び阿漕浦・御殿場地区等)

資料2-4

○海岸堤防の津波に対する「粘り強い構造」の検討

津松阪港堤外地※において、施設条件等を精査し、
8/29公表内閣府モデルを補正した想定浸水図



【設定条件】

本想定浸水図は、中部地方整備局が、津松阪港堤外地において、施設条件等を精査し、内閣府モデルを補正したものである。

- ①ケース：
「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり領域」を設定
- ②初期水位：
H. W. L (満潮位)
- ③最小格子サイズ： 10m
- ④堤防の倒壊条件：
津波が越流しても倒壊しない
- ⑤断層破壊伝搬モデル：
全領域同時に破壊する

(参考)

南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)津波断層モデル編
—津波断層モデルと津波高・浸水域等について(抄)

○「今回、10mメッシュでの津波の浸水域・浸水深等を推計するため、最新のレーザープロファイラー等のデータを収集・整理し、10mメッシュでの地形データや堤防データ等を作成したが、このデータは必ずしも各地域の地形や堤防の高さを正確に反映しているとは限らない。今後、各地域で活用するに当たっては、これらの点にも留意し、必要に応じ点検・修正し活用されたい。」

今後の検討方針

○港湾における具体的な地震・津波対策の検討については、港湾施設の脆弱性評価等を行い、現状の港湾の機能・能力に関する諸課題を抽出し、その改善策を提示する。

○港湾施設の脆弱性評価等の検討に当たっては、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による津波高等を外力条件として設定することとし、その際、防波堤や海岸堤防等による減災・防災効果を詳細に踏まえることが不可欠であることから、これら施設の実態・整備状況等を踏まえ、必要に応じて補正を行う。

※津波浸水想定は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて、都道府県が設定することになっており、現在、各県において作業を実施中。

今回、中部地方整備局が行った津松阪港堤外地の津波浸水想定は、堤外地等の津波に対する脆弱性の対策について議論を進めるために実施。